

○宗像市地下水の採取に関する条例

平成15年4月1日

条例第102号

(目的)

第1条 この条例は、地下水が市民の生活にとって欠くことのできない重要な資源であることにかんがみ、地下水の採取に関し必要な事項を定めることにより、地下水を保全し、もって良好な環境の保全及び創造に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 特定採取者 1日最大10立方メートル以上の地下水を採取し、又はしようとする者とする。ただし、一般家庭用水として地下水を採取する施設を所有する者を除く。

(2) 地下水採取施設 特定採取者が地下水を採取するための施設をいう。

(財産権の尊重)

第3条 市は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

(地下水の保全)

第4条 特定採取者は、地下水の保全について自ら配慮するとともに、市が実施する地下水の保全に関する施策に協力しなければならない。

2 特定採取者は、給水区域(本市の区域内で水道法(昭和32年法律第177号)の規定による認可を受けた区域をいう。)においては、水道を設置するよう努めなければならない。

(平21条例33・一部改正)

(地下水採取計画書の届出)

第5条 特定採取者は、地下水採取施設を設置しようとするときは、あらかじめ近隣の井戸の水位について必要な調査を行い、地下水採取計画書を遅滞なく市長に届け出なければならない。

2 特定採取者は、前項の地下水採取計画書を変更するときは、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、軽微な事項に係る変更については、この限りでない。

(中止等の届出)

第6条 前条第1項及び第2項の規定による届出をした特定採取者は、その届出に係る地下水の採取を中止し、又は廃止したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(地下水の採取量の記録等)

第7条 特定採取者は、第5条第1項の規定による届出をした地下水採取施設(以下「届出施設」という。)の地下水の採取量及び水位を記録し、かつ、当該地下水の採取に係る水位を監視しなければならない。

2 特定採取者は、前項に規定する届出施設の地下水の採取に係る結果を市長に報告しなければならない。

(承継)

第8条 第5条第1項の規定による届出をした特定採取者から届出施設を譲り受け、又は借り受けた者は、その届出施設に係る特定採取者の地位を承継する。

2 特定採取者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、その特定採取者の地位を承継する。

3 前2項の規定によりその地位を承継した者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(報告)

第9条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、特定採取者に対し、届出施設における地下水の採取の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

(立入調査)

第10条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、届出施設に立ち入り、届出施設その他の物件を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導又は勧告)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、特定採取者に対して適当な期限を定め、地下水採取の制限、市民生活への支障の除去その他必要な措置を講ずるよう指導又は勧告をすることができる。

- (1) 第5条第1項及び第2項の規定による届出をしない場合
- (2) 地下水の採取により地下水の枯渇、水位の低下、地盤沈下等の市民の生活用水に重大な支障を及ぼすと認められる場合

(意見の陳述)

第12条 特定採取者は、前条の規定による指導又は勧告を受けたときは、書面により、意見を述べることができる。

(命令)

第13条 市長は、第11条の規定による指導又は勧告に従わない特定採取者に対して、適当な期限を定めてその指導又は勧告に従うことを命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による命令をするときは、宗像市附属機関設置条例(平成15年宗像市条例第21号)により設置された宗像市環境保全審議会の意見を聴かなければならない。

(公表)

第14条 市長は、前条の規定による命令を受けた特定採取者が正当な理由がなくしてその命令に従わないときは、その旨及びその命令の内容を公表することができる。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の前に宗像市地下水の採取に関する条例(平成11年宗像市条例第28号)の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定に基づきなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附則(平成21年12月24日条例第33号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。